

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月7日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第46号

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例（昭和43年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置) 第2条 略</p> <p>2 給水区域は、次に掲げる市町の区域のうち知事が指定する区域とする。</p> <p>佐賀市 鳥栖市</p> <p>神埼郡吉野ヶ里町 三養基郡基山町、上峰町、みやき町</p> <p>3 略</p>	<p>(設置) 第2条 略</p> <p>2 給水区域は、次に掲げる市町の区域のうち知事が指定する区域とする。</p> <p>佐賀市 鳥栖市 <u>神埼市</u> 神埼郡吉野ヶ里町 三養基郡基山町、上峰町、みやき町</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。